

前回のご指摘を踏まえた説明資料の更新

厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 付
政策統括室

論点1：届出の簡素化及びオンライン化について

(1) マイナンバーの登録と添付書類の省略

- 登録の申請時又は登録事項の変更時にマイナンバーの提供を求める。
- マイナンバーを提供することにより、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの提出を省略する。
 - ・登録事項の変更後、登録済証明書を発行することとし、希望する者についてのみ免許証等の書換えを行う。
 - ・法令遵守の観点から、1年に1回の頻度で地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に資格者情報を照会し、必要な届出がなされていない有資格者に対しては届出勧奨を行うこととする。
 - ・将来的に、氏名、本籍地等の変更を自動的に把握できるシステムが、費用面を含めて整備可能となれば、届出の手續自体を不要とすることも検討する。

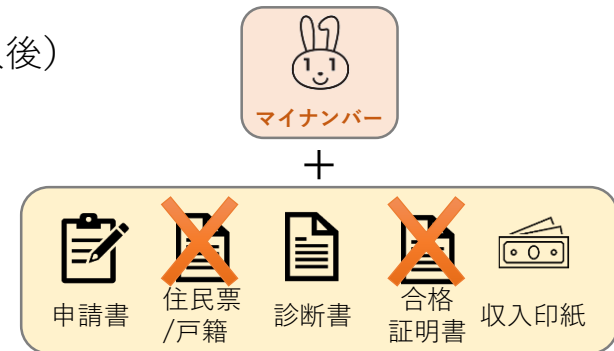
[登録の申請時（免許取得時）]

(現状)



※診断書については医療系資格等のみ

(導入後)



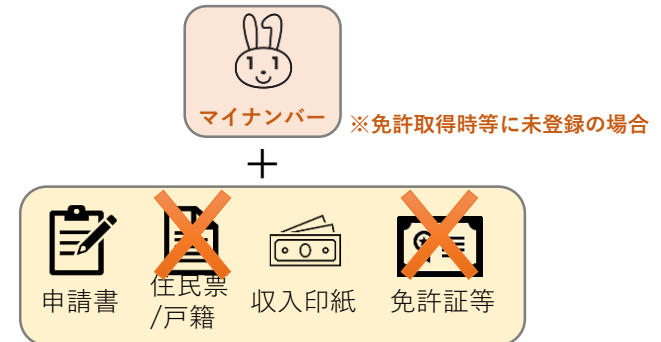
※診断書については医療系資格等のみ
※※国家試験の合格証明書については、申請書に国家試験の施行年月、受験番号と受験地を記載することで添付を省略する。

[登録事項（氏名、本籍地都道府県名、性別等）の変更時]

(現状)



(導入後)

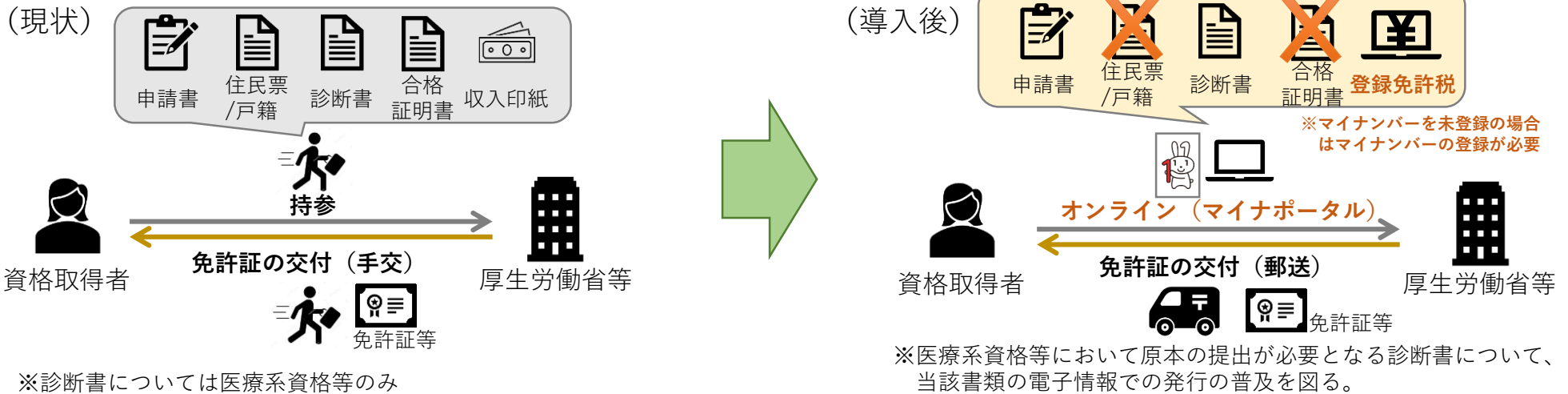


論点1：届出の簡素化及びオンライン化について

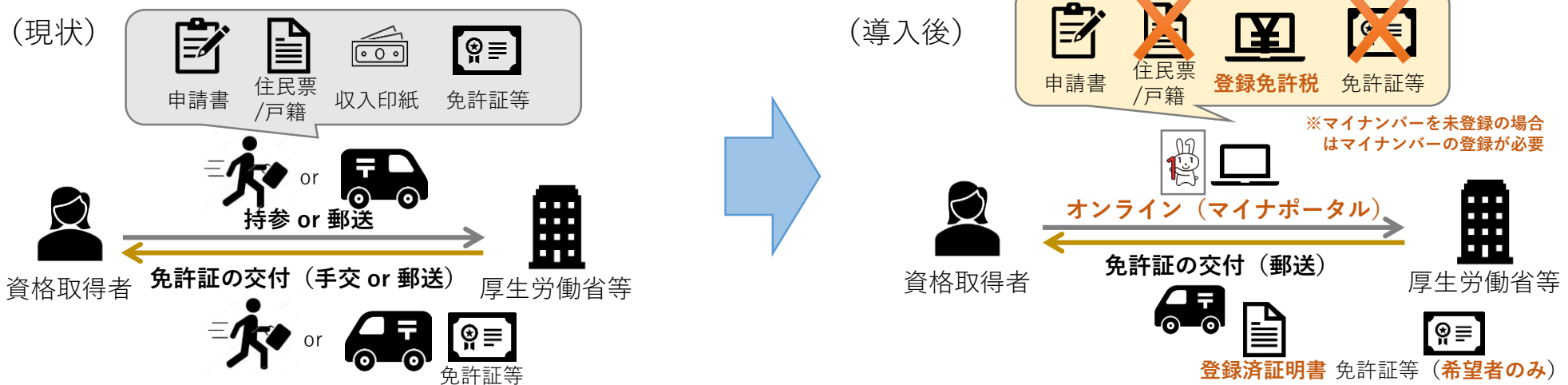
(2) マイナンバーカード・マイナポータルを活用した申請のオンライン化

- 前項のマイナンバーの登録を前提として、マイナンバーカードを保有している者については、マイナンバーカードの電子証明書を活用することで、手続を全てオンラインで完結できるようにする。
- ・登録免許税/手数料の支払いについて、マイナポータルの公金決済機能を活用して納付できることとする。

[登録の申請時（免許取得時）]



[登録事項（氏名、本籍地都道府県名、性別等）の変更時]

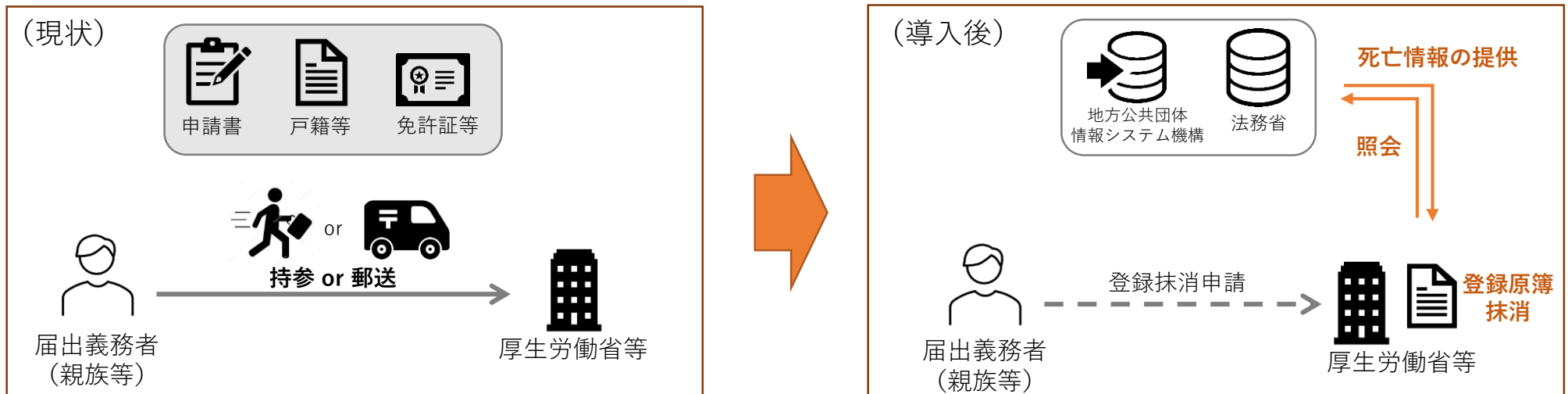


※マイナンバーカードを保有していない者等は、現状と同じ手続（持参又は郵送）をとることが必要となる。

論点1：届出の簡素化及びオンライン化について

(3) 死亡時

- 現状、死亡届（登録抹消申請）数が実際の死亡者数より少なく、提出されるべき届出の多くが未提出である点に鑑み、死亡届出制度は存置しつつも、死亡を理由とする職権での登録原簿抹消を行うこととし、登録原簿内容の正確性の向上を目指す。また、免許証等の返還は求めないこととする。
- ・資格保有者が死亡した場合、マイナンバー登録済であれば、届出義務者による登録抹消申請を行わなくてもよい扱いとする。



主な資格における死亡届出数

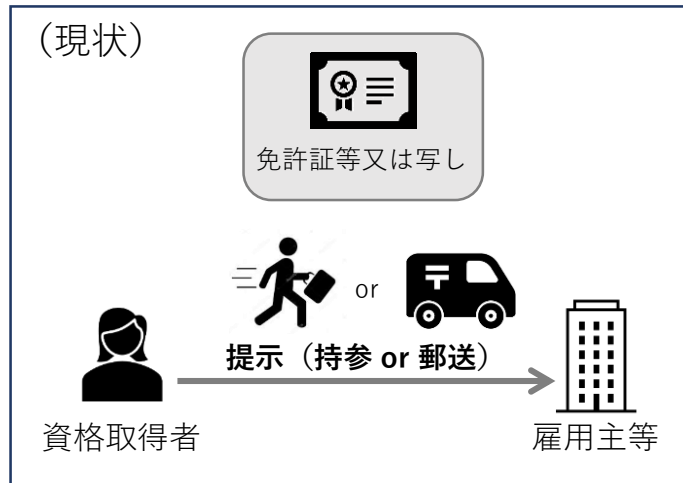
職種	資格保有者数（※1）	死亡届出数/年（※2）	想定死亡届出数/年（※3）
医師	573,032	1,180	9,551
歯科医師	188,083	283	3,135
薬剤師	490,082	223	8,168
保健師	286,057	4	4,768
助産師	145,205	1	2,420
看護師	2,075,447	91	34,591
准看護師	304,479	不明	5,075
介護福祉士	1,694,126	27	—
社会保険労務士	42,887	144	—

（※1）令和元年12月時点。介護福祉士は令和2年1月時点。（※2）平成29年度。社会保険労務士は令和元年、介護福祉士は平成30年度。

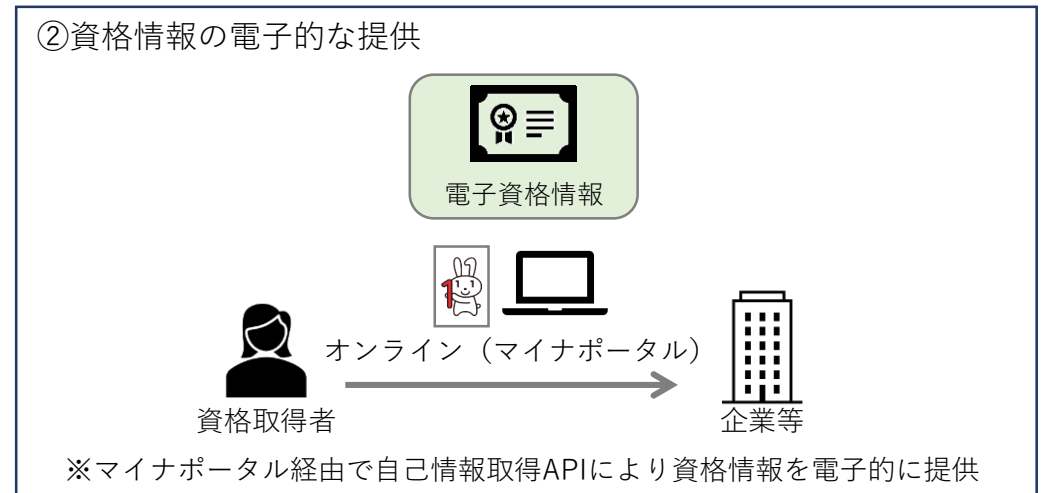
（※3）「想定死亡届出数」は、平均寿命（男性81歳、女性87歳）を考慮して、創設から60年経過した資格について、資格取得者数の60分の1程度が死亡すると想定して計算した数値。

論点2：マイナポータルを活用した資格所持の証明、提示

- 資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示できるようにする（必要性の高い資格から順次導入）。
- ・資格取得者が、PCまたはカード読み取り機能の付いたスマートフォン等からマイナポータルにログイン後、本人の資格情報を照会・取得し、第三者に提供または提示する。

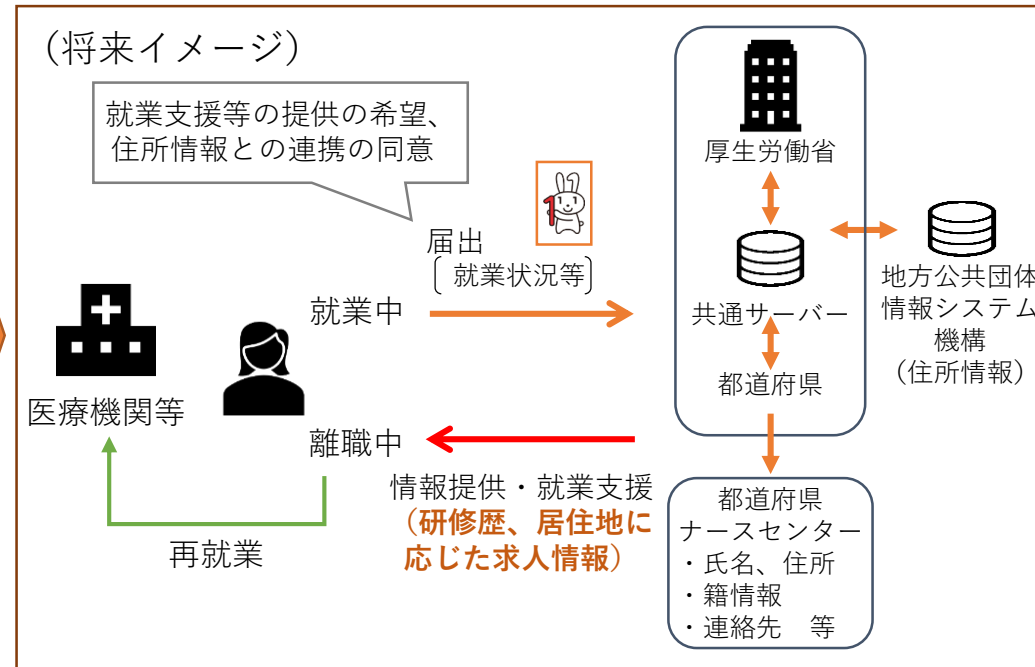
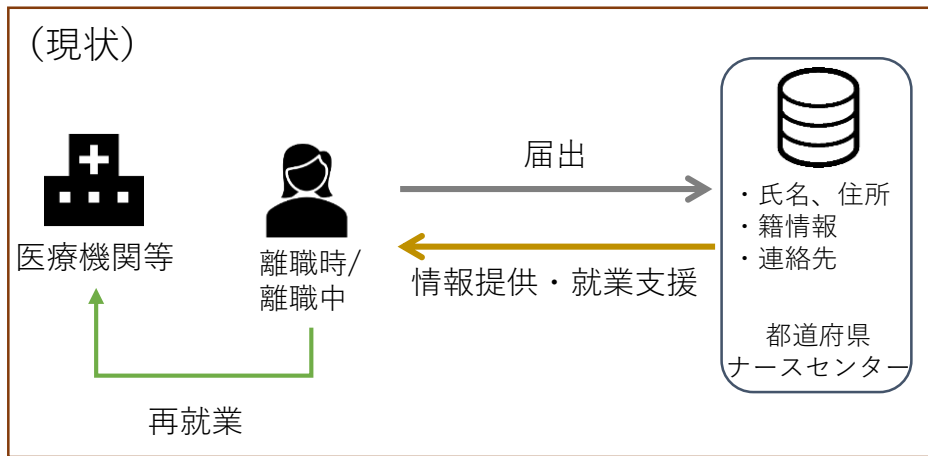


(導入後)



論点3：マイナンバー制度を活用した資格管理簿と就業届等の情報の突合による人材活用について

- 人材確保が課題である資格について、資格保有者本人による同意を前提とした上で、
 - ・資格保有者が定期的に届け出る就業状況と連携することで、潜在資格者の的確な特定と、効果的な就労支援に繋げる。
 - ・マイナンバー制度を活用したシステムを構築し、居住地に応じた人材活用や高い資質を備えた人材の活用に繋げる。



(留意点)

- 既に資格保有している者については、これらの届出と併せてマイナンバーの登録が行えるよう検討。
- 就業状況等の届出先は現行制度通り都道府県とし、国と都道府県が共通のサーバーを通して情報の共有化を図ることを想定。
- 届出情報の充実やデジタル化等今後のあり方について別途検討。
- 就業支援に必要な情報は、看護師等の同意を得た上でデータを活用する仕組みを検討。
- 就業支援の具体的方法については、離職時の届出を含む現行スキームのあり方と併せ別途検討。